

農 業 近 代 化 資 金 事 務 取 扱 要 領

制定昭和37年 2月19日	改正昭和56年 4月 4日	改正平成 7年 5月11日	改正平成16年 3月31日
改正昭和37年10月 3日	改正昭和56年 6月26日	改正平成 8年 3月25日	改正平成16年 6月23日
改正昭和38年10月25日	改正昭和56年11月27日	改正平成 8年 8月26日	改正平成16年 8月 1日
改正昭和39年11月 1日	改正昭和57年 3月31日	改正平成 8年12月 6日	改正平成17年 4月 1日
改正昭和40年12月10日	改正昭和57年 5月26日	改正平成 9年 4月 1日	改正平成18年 3月28日
改正昭和41年 7月 4日	改正昭和57年 9月30日	改正平成 9年 6月26日	改正平成18年 8月29日
改正昭和42年 6月16日	改正昭和58年 5月16日	改正平成 9年10月13日	改正平成18年10月10日
改正昭和43年 9月17日	改正昭和58年 9月 3日	改正平成10年 1月19日	改正平成19年 7月23日
改正昭和44年 7月18日	改正昭和59年 2月15日	改正平成10年 6月24日	改正平成20年 5月 1日
改正昭和44年10月24日	改正昭和59年 8月 9日	改正平成11年 2月 4日	改正平成20年10月 1日
改正昭和45年 5月16日	改正昭和60年 9月18日	改正平成11年 7月 8日	改正平成20年12月12日
改正昭和45年11月18日	改正昭和61年 4月25日	改正平成12年 4月 1日	改正平成22年 3月31日
改正昭和46年 3月10日	改正昭和61年 7月 1日	改正平成12年 7月31日	改正平成23年 6月17日
改正昭和46年 8月13日	改正昭和61年10月 9日	改正平成12年11月 9日	改正平成25年 4月 5日
改正昭和47年 7月 1日	改正昭和62年 4月18日	改正平成12年12月28日	改正平成26年 4月30日
改正昭和47年 8月 1日	改正昭和62年 6月 2日	改正平成13年 2月 8日	改正平成27年 4月22日
改正昭和48年 8月15日	改正昭和62年 9月19日	改正平成13年 3月 1日	改正平成29年11月17日
改正昭和49年 1月11日	改正昭和62年 9月20日	改正平成13年 3月29日	改正平成30年 4月10日
改正昭和49年 4月12日	改正昭和62年 9月21日	改正平成13年 4月19日	改正平成31年 4月10日
改正昭和50年 2月14日	改正昭和62年 9月22日	改正平成13年 4月23日	改正令和元年11月 8日
改正昭和50年 7月16日	改正昭和62年 9月23日	改正平成13年 6月28日	改正令和 2年 5月28日
改正昭和51年 4月 1日	改正昭和62年 9月24日	改正平成13年 7月16日	改正令和 2年 9月25日
改正昭和52年 3月 7日	改正昭和62年 9月25日	改正平成13年 8月29日	改正令和 3年 4月12日
改正昭和52年 9月 6日	改正昭和62年 9月26日	改正平成13年10月 5日	改正令和 4年 3月11日
改正昭和52年12月 7日	改正昭和62年 9月27日	改正平成13年12月 3日	改正令和 4年 5月26日
改正昭和54年 1月30日	改正昭和62年 9月28日	改正平成14年 3月 5日	改正令和 5年 7月11日
改正昭和54年 5月22日	改正昭和62年 9月29日	改正平成14年 7月 1日	改正令和 6年 6月19日
改正昭和54年 9月28日	改正平成 5年10月20日	改正平成14年 8月 9日	改正令和 7年11月 4日
改正昭和55年 6月 9日	改正平成 6年 9月 2日	改正平成15年 3月13日	

農業近代化資金制度の運営については、農業近代化資金融通法（昭和36年法律202号。以下「法」という。）、同施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）、岩手県農業経営改善関係資金運営要綱（平成14年8月9日付け団第354号岩手県農林水産部長通知。以下「運営要綱」という。）、農業信用保証保険法（昭和36年法律204号）、同施行令（昭和36年政令第348号）及び農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号。以下「規則」という。）並びに県が融資機関との間に締結する農業近代化資金利子補給契約書（以下「契約」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 農業近代化資金制度の仕組み

1 借受資格者

農業近代化資金（以下「資金」という。）の借入れができる者は、次のとおりである。

（1）農業を営む者であって次に掲げる者

ア 認定農業者等

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（ただし、簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
- ② 前記①の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ 次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の①、②及び④に掲げる要件を満たす者を含む。）

- ① 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であること。
- ② 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員がいること。
- ③ 個人の農業者であって、60 歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
- ④ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

オ アからエまでの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において、経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

カ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という）

- ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

（ア）代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。

a 事項

- （a） 団体の目的
- （b） 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- （c） 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- （d） 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b 基準

- （a） 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。
- （b） 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- （c） 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- （d） 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- （e） 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

（イ）一元的に経理を行っていること。

（ウ）原則として 5 年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

（エ）農用地の利用の集積の目標を定めていること。

（オ）主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

- ② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとするもの（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

キ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、カの①の（ア）に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの。

ただし、アからオまでの者が全構成員の過半を占めていない法人格を有しない任意団体にあつては、地域水田農業ビジョンに担い手として位置づけられ、かつカの①の（ア）に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの（その構成員を含む）

ク 農業以外の業種から新たに農業に参入しようとする株式会社又は持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、次の要件のすべてを満たすもの。

- ① 定款に農業生産に取り組む旨を定めていること。
- ② 農業生産部門について区分経理を行っていること。
- ③ 5 年以内において、農業生産部門の売上高が、総売上高の過半を占めるか又は農業粗収益が 1,000 万円以上となる見込みがあること。

ケ 原則として 5 年以内に、アの①となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を 2 期終えていないものに限る。）

（2） 農業協同組合

次に掲げる貸付要件をすべて満たす農業協同組合とする。

- ア 法令違反や不祥事がないこと。
- イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。
- ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
- キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していること。

（3） 農業協同組合連合会

前号に掲げる要件をすべて満たす農業協同組合連合会とする。

（4） 法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に定めるもの

- ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）
- イ 農業共済組合
- ウ 土地改良区及び土地改良区連合
- エ たばこ耕作組合
- オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- カ 農住組合（法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち地方公共団体に対する貸付けは、規則第 2 条に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、知事が農業経営の近代化に特に資す

ると認める事業に必要なものに限る。この場合における「知事が農業経営の近代化に特に資すると認める事業」は、各種の農業施策の推進上、国又は県が助成して行う事業又は同様の事業とする。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む会社（以下「農業振興会社」という。）

① 株式会社

法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者がその法人の発行済株式（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数の過半数に相当する株式を有する株主となっているもの

なお、農業者のみによる法人による場合には、農業者5人以上が構成員又は出資者となっているもの（1戸1法人等いわゆる個人類似法人を除く。）

② 持分会社

法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者がその法人の社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半数を占めているもの

なお、農業者のみによる法人の場合には、農業者5人以上が構成員又は出資者となっているもの（1戸1法人等いわゆる個人類似法人を除く。）

ケ 任意団体（農業生産を行う任意団体を除く。）

法人でない団体であって、法第2条第1項第1号に掲げる者がその主たる構成員となっており、(1)のオの①の(ア)に定める規約を有しているもの

2 融資機関

資金の貸付けを行う融資機関は、次のとおりとする。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合（以下「単協」という。）

(2) 岩手県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）

(3) 農林中央金庫（以下「中金」という。）

(4) 次の要件のすべてに適合する銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「銀行等」という。）

ア 農業者等の預貯金の受入れ及び農業者等の必要とする資金の貸付けについて現に農業者等と取引実績があること

イ 本店、支店又は営業所の所在地、業務運営の状況等により農業者等が資金を借り受けるのに便宜であると認められるものであること

(5) 株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

3 融資機関と貸付けの相手方

(1) 単協及び銀行等の融資は、原則として次の者に対して行うものとする。

(個人施設)

ア 農業を営む個人

イ 農業を営む法人

ウ 任意団体

(共同利用施設)

エ 農業協同組合

オ 農事組合法人

カ 任意団体（農業生産を行う任意団体を除く。）

(2) 信連の融資は、原則として次の者に対して行うものとする。

(共同利用施設)

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 農業共済組合

ウ 農事組合法人

エ たばこ耕作組合

オ 農業振興一般社団法人等

カ 農業振興会社のうち農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売、その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業を主たる事業として営む会社（以下「農業協同会社」という。）

キ 任意団体（農業生産を行う任意団体を除く。）

（３） 中金の融資は、原則として次の者に対して行うものとする。

（個人施設）

企業的大規模経営（法人経営）で単協又は信連の融資が困難なもの

（共同利用施設）

ア 全国段階又は２県以上にまたがる連合会等の共同利用施設

イ 業務区域が２県以上にまたがる協同会社等

ウ 企業的大規模経営（法人経営）で単協又は信連の融資が困難なもの

４ 資金の貸付限度額

貸付限度額（融資残高）は、次のとおりとする。

借入者		貸付額		備考
		最高	最低	
個人施設	1の(1)のアからオに掲げる者のうち個人	千円	千円	知事の承認基準 1 経営規模 (1) 酪農経営を行う者にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること (2) 肉用牛経営を行う者にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること (3) 養豚経営（肥育）を行う者にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること (4) 養豚経営（繁殖）を行う者にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること (5) 養鶏経営（採卵）を行う者にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること (6) 養鶏経営（肉用）を行う者にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏5,000羽以上であること (7) 果樹園経営を行う者にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること (8) 施設園芸経営を行う者にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること (9) しいたけ経営を行う者にあつては、その経営するほだ木の本数がおおむね10,000本以上であること (10) しめじ容器栽培を行う者にあつては、その経営瓶本数（1瓶の容量は1,000cc）が、おおむね10万本以上であること (11) なめこ容器栽培を行う者にあつては、その経営する箱数（1箱当たりの生産量は800g）が、おおむね15,000箱以上であること (12) まいたけ栽培を行う者にあつては、その経営瓶本数（1瓶の容量は850cc）が、おおむね15,000本以上であること 2 認定農業者である個人について、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号経営局長通知）第3の4に定める貸付利率の引き下げに必要な額の助成は、貸付額18,000千円を上限とする。
	1の(1)のカ及びキに掲げる農業を営む任意団体の構成員 200,000 （知事の承認基準に適合する場合）	18,000	100	
共同利用施設	農業を営む農事組合法人、持分会社、株式会社その他農業者が組織する法人	200,000	500	1 認定農業者である法人について、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第3の4に定める貸付利率の引き下げに必要な額の助成は、貸付額36,000千円を上限とする。
	1の(1)のカ及びキに掲げる農業を営む任意団体			
共同利用施設	1の(2)から(4)に掲げる者	1,500,000	1,000	1 最高限度額の「1,500,000千円」を超えて借り入れようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けるものとする。

(注) 貸付額の最高の適用について、現に、農業近代化資金の貸付けを受けている場合は、貸付額の最高からその融資残高を差し引いた額とする。

5 資金の種類

資金の種類は、次のとおり略称するものとする。

略 称	資 金 の 分 類
1 号 資 金	建物、構造物、農機具等
2 号 資 金	果樹（植栽及び育成）
3 号 資 金	家畜
4 号 資 金	小土地改良、耕地防風林の造成
5 号 資 金	長期運転資金
6 号 資 金	環境整備
7 号 資 金	農林水産大臣が特に認めて指定する資金（農村における給排水施設、特定の農家住宅、内水面養殖施設）
セ ッ ト	規則第2条に掲げる資金（同条第6号に掲げる資金を除く。）を同時に貸し付けるもの（以下「セット融資」という。）

6 資金の使途及び融資対象の範囲

（1） 1号資金

ア 使途は、畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）とする。なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に要するものを除く。

イ 融資対象の範囲

① 建物、構造物に対する融資

建物、構造物に対する融資は、原則として新築若しくは増築の場合とし、復旧及び補修については、事情やむを得ないと認められるものに限るものとする。また、融資の対象施設と対象外施設とを併設するものについては、借入申込者の経営等事情から、それが合理的かつ効率的であると認められる場合に限り、融資対象外施設部分に要する経費を除いた額に対し、融資することができるものとする。

この場合において、融資対象となる附帯施設の場合は、次に掲げるとおりとする。

（ア）電気施設、用排水施設及び上下水道等

（イ）建物、構築物の施設に必要な最小限の敷地の取得

（ウ）共同施設における従業員宿舎、事務所（専ら融資対象施設の運営のための事務処理に使用するものに限る。）及び車庫等

（エ）その他融資対象施設の効率を上げるために必要と認められるもの

② 農機具等に対する融資

農機具等に対する融資は、公正な販売価格が設定されるとともに適正な整備がなされ、かつ、アフターサービス等も万全と認められる場合は、中古品も融資対象として差支えないものとする。

また、特定高性能農業機械を融資対象とする場合にあっては、「岩手県高性能農業機械導入計画」に掲げる利用規模の下限面積を参考とし、当該機械の導入に伴う利用の効率性を総合的に検討し、農業経営の改善に資するかどうかを踏まえて判断することとする。

（2） 2号資金

ア 使途は、果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金とする。なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は

育成に要する資金に限る。

イ 融資対象の範囲は、植栽費としては果樹等の定植（苗木代、雇用労賃及び第1年目の肥料代、農薬代等）及び樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、抜根、深耕等）とし、育成費としては第2年目以降の果樹等の育成の過程で必要となる肥料代、農薬代、小農具等の諸材料代、賃借料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃、自家生産資材等の評価部分を除く。）とする。

（3） 3号資金

使途は、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金とし、融資対象の範囲は、これら家畜の購入費及び育成期間中において必要とする飼料代、衛生費、賃借料、種付け料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃、自家生産資材等の評価等分を除く。）とする。なお、融資対象の家畜が自家生産であるか購入したものであるかを問わない。

（4） 4号資金の農林水産大臣の定める規模は、その事業費が1,800万円以下の事業費であって、使途及び融資対象の範囲は次に掲げるとおりとする。

ア 使途は、農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金とする。なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、復旧に必要な資金を除く。

イ 融資対象の範囲は次に掲げるとおりとする。

- ① 農地の改良、造成又は復旧の場合 客土、床締め、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、かんがい排水施設（畑地かんがい用の固定的配管施設を含む。）の造成又は復旧、開畑（開畑事業に関連する未墾地の購入費を含むことができる。）、桑畑の改良、造成又は復旧（桑苗代を経費に含むことができる。）、農道及び農業用策道の改良、造成又は復旧
- ② 牧野の造成又は改良の場合 障害物除去、起土、整地、土壌改良、かんがい排水施設、牧道の造成又は復旧及び牧草播種等
- ③ 耕地防風林の場合 樹苗代、雇用労賃等植栽に要する経費等

（5） 5号資金

ア 使途は、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金とする。

イ 融資対象の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、③から⑤まで及び⑦については認定農業者等及び集落営農組織等に、⑥については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、⑧については認定農業者等、目標地図に位置付けられた者、農業サービス事業体、集落営農組織等、1の(1)のキに掲げる任意団体及びその構成員並びに1の(1)のク及びケに掲げる者に限る。

- ① 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の金額を一時に支払うのに必要な資金
- ② 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）
- ③ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- ④ 品種の転換を行うのに必要な資金
- ⑤ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- ⑥ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- ⑦ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) 6号資金で農林水産大臣の定める施設は、診療施設（農協病院）、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、上下水道施設、託児施設、集会施設、研修施設、ガス供給施設、融雪除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設とする。

(7) 7号資金で農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金の融資対象の範囲は、次のとおりとする。

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

この場合の給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽、これらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。この場合の「農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域」の認定に当たっては、予め地域指定を行わず、市町村長等の意見等により個別の案件に即して広域振興局長（以下「局長」という。）が判断するものとする。

なお、給排水施設に係る資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

イ 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

ウ 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金とし、ふ化室、養魚池、飼料倉庫等の施設とする。

7 融資条件並びに融資基準

(1) 融資対象事業は、地域の農業振興計画等に即して行われるもので、その融資によって農業の近代化が促進され、生産性と収益性の向上が期待されるものであり、その融資条件は次のとおりとする。

ア 農業を営む者（農業を営む法人及び農業生産を行う任意団体を除く。）

(ア) 自主的に長期計画を設定し、農業簿記等の記帳により年次計画を実行するもの

(イ) 事業の目的及び実施計画、資金計画、償還計画等が明確かつ適切であり、事業実施のための体制が整備されているもの

(ウ) 事業計画達成に向けた技術及び経営能力を十分に有していると認められるもの

イ 農業を営む法人及び農業生産を行う任意団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、政令で定める団体、法人

(ア) 事業の目的及び実施計画、資金計画、償還計画等が明確かつ適切であり、事業実施のための体制が整備されているもの

(イ) 事業計画達成に向けた技術及び経営能力を十分に有していると認められるもの

(2) 融資基準は、別表1及び2のとおりとする。

8 貸付利率及び利子補給率

規則第2条に規定する貸付利率及び利子補給率は別に定める「農業制度資金の貸付利率等決定基準」による利率とする。ただし、市町村等の利子補給により、この貸付利率を引き下げて貸し付けることは差し支えないものとする。

9 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間については、次に掲げるとおりとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財法政令」という。）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、次に掲げる償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（ただし、令和8年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

資 金 の 種 類		償 還 期 限	据 置 期 間
1 号資金	畜舎、果樹棚等を含む場合	15 年（認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の措置を行うのに必要な資金（以下「特定資金」という。）17 年、農業協同組合等 20 年）以内	7 年（特定資金 5 年、認定農業者等以外及び農業協同組合等 3 年）以内
	農機具等のみの場合	7 年（特定資金及び農業協同組合等 10 年）以内	2 年（特定資金 5 年）以内
2 号資金		15 年（特定資金 17 年）以内	7 年以内
3 号資金		7 年（特定資金 10 年）以内	2 年（特定資金 5 年）以内
4 号資金		15 年（特定資金 18 年）以内	7 年（特定資金 5 年、認定農業者等以外及び農業協同組合等 3 年）以内
5 号資金		15 年（特定資金 17 年）以内	7 年（特定資金 5 年、認定農業者等以外及び農業協同組合等 3 年）以内
6 号資金		15 年（特定資金 17 年、農業協同組合等 20 年）以内	7 年（特定資金 5 年、認定農業者等以外及び農業協同組合等 3 年）以内
7 号資金		15 年（特定資金 17 年）以内	7 年（特定資金 5 年、認定農業者等以外及び農業協同組合等 3 年）以内

(注)

- (1) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (2) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。なお、中古品の場合の償還期限は、当該農機具等の残存耐用年数以内とすること。
- (3) 農業協同組合等とは、1 の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 認定農業者等以外とは、1 の(1)のイからケに掲げる者をいう。
- (5) セット融資の償還期限及び据置期間は、令第 2 条の規定による最も長いものに係る当該期間とするものとする。

ただし、次例のとおり加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができるものとする。また、据置期間は、償還期限に含まれるものとする。

例 償還期限 12 年（据置 3 年）のもの 50 万円、償還期限 7 年（据置 2 年）のもの 30 万円、償還期限 5 年（据置 2 年）のもの 20 万円の場合

◎据置期間

$$\frac{(50 \times 3) + (30 \times 2) + (20 \times 2)}{50 + 30 + 20} = 2.5 \dots\dots\dots 3 \text{ 年}$$

◎償還期限

$$\frac{(50 \times 12) + (30 \times 7) + (20 \times 5)}{50 + 30 + 20} = 9.1 \dots\dots\dots 10 \text{ 年}$$

10 融資率

融資率は、次の各号に該当しないものについては、融資対象事業に要する経費（以下「事業費」という。）の100分の80以内とする。

ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

- (1) 手持資材を使用する場合の建物、構築物 手持資材の評価額を含めたものをもって事業費とし、貸付限度額は、手持資材の評価額が自己資金（事業費の100分の20。以下同じ。）に満たないときは事業費の100分の80とし、手持資材の評価額が自己資金を上廻るときは、事業費から評価額を差し引いた額とする。
- (2) 旧農機具の下取りがあった場合の農機具の購入 下取りがその物の価値から判断して下取りを名目とした値引きであるときは、その価額を差し引いた額をもって事業費とし、貸付限度額は、農機具の下取価格が自己資金に満たないときは事業費の100分の80とし、自己資金を上廻るときは、事業費から下取価格を差し引いた額とする。
- (3) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金を借入れる場合の融資率は100分の100以内とする。
- (4) 認定農業者等が資金を借入れる場合の融資率は100分の100以内とする。
- (5) 集落営農組織等が資金を借入れる場合（第1の6の(7)のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合を除く）の融資率は100分の100以内とする。

ただし、借入額に、既に融資率100分の100で融資を受けた資金の融資残高を加えた額について、36,000千円を超えた部分の融資率は、この限りではない。

- (6) 1の(1)のクに該当するもののうち、次の市町村区域で農業生産を行うものにあつては、融資率100分の100以内とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

11 償還方法

貸付金の償還方法は、各年元金均等償還とし、契約上の分割償還期日は各年12月20日とするものとする。

第2 審査機構

1 審査委員会の構成

審査委員会（以下「委員会」という。）は、地方委員会（広域振興局の農政担当部又は農林振興センターを単位として置く。）及び県委員会（農林水産部団体指導課に置く。）とし、岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）に基づき設置するものとする。

2 委員会の任務

委員会は、次の事項を処理し、制度の円滑なる運営を図ることをもって任務とする。

- (1) 融資（利子補給承認）計画の内容検討
- (2) 利子補給承認申請に係る事業内容の審査
- (3) 資金による事業の事前事後指導
- (4) その他任務達成上必要とする事項

第3 融資計画の樹立

- 1 知事は、翌年度の融資計画（利子補給計画）の樹立のため、融資機関へ調査を行うものとする。

- 2 融資機関は、毎年9月までに翌年度の融資計画（融資件数及び融資額等）を作成し、下記により報告するものとする。

- (1) 融資機関は、市町村等の関係機関と十分な調整を行ったうえで融資計画を作成し、単協は、本所の所在地を管轄とする広域振興局へ、単協以外の融資機関は、知事へ報告するものとする。

- (2) 局長は、単協が行う融資計画の作成にあたり、必要に応じて調整を行うこととし、管内の単協から報告のあった融資計画を取りまとめ、知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、報告を受けた内容について、必要に応じて県委員会の意見を徴し、総合的に検討のうえ、融資計画（利子補給承認計画）を樹立するものとする。
- 4 知事は、前項により融資計画（利子補給承認計画）樹立したときは、速やかにその計画に基づき、局長に対し融資（利子補給承認）の目標額を指示するものとする。
- 局長は、目標額に基づき融資計画を樹立するものとし、その目標額を超えた利子補給承認はできないものとする。

第4 借入申込手続等

1 借入申込書の整備

- (1) 資金を借り入れようとするときは、次に掲げる関係法令の制限に係る事業について事前に関係機関（市町村、農業委員会、広域振興局の農政担当部又は農林振興センター、保健所等）と協議し、許可等を要するものについては、その措置を了したる後借入申込みをするものとする。
- ア 建築基準法（第6条建築物の建築等に関する申請及び確認）
- イ 化製場等に関する法律（第9条動物の飼養又は収容の許可）
- ウ 農地法（第4条第5条農地転用の制限、農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の制限）
- エ 河川法（一般河川は建設大臣、二級河川は知事の許可、普通河川は当該河川の既利用者の同意書）
- オ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又はガス事業法（第3条の事業の許可）
- カ 公害関係法令及び岩手県公害防止条例（特定施設設置の届出）
- キ 農業振興地域の整備に関する法律（第15条の15農用地区域内における開発行為の許可）
- ク 国土利用計画法（第23条土地取引にかかる届出）
- ケ 森林法（第10条林地開発許可）
- (2) 融資機関は、資金の借入申込書の提出があったとき、その借入申込書に係る事業が未着手のものであり、かつ、借入申込書の添付書類が整備されていることを確認のうえ受理するものとする。

2 借入申込手続

資金を借り入れようとする者は、運営要綱に定める借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書（以下、「借入申込書」という。）に事業の内容を明確にするために必要な別表3に示す書類を添付して、融資機関に提出するものとする。

第5 利子補給承認申請手続

1 利子補給承認申請期日

融資機関は、借入申込書を受受理し貸し付けることが適当と認めたときは、次の区分により知事又は局長に対し、利子補給承認申請を行うものとする。

承認機関	融資機関	市町村	広域振興局の農政担当部又は農林振興センター	本庁	承認日
広域振興局の農政担当部又は農林振興センター	農協・銀行等	毎月 20 日	毎月 1 日	—	毎月 10 日
本庁	農協・銀行等	毎月 10 日	毎月 20 日	毎月 25 日	
本庁	信連	(意見書)	(意見書)	毎月 25 日	

事業着手時期等のための必要やむを得ない場合は、上表以外の時期に臨時的に申請することができる。

2 利子補給承認申請書の提出

(1) 単協が融資機関の場合

ア 借入申込書を受けた単協は、農業近代化資金利子補給承認申請書（様式4号。以下、「利子補給承認申請書」という。借入申込書添付。以下同じ。）を作成し、借入申込者が第6の1の(1)であるときは借入申込者の住所地等を管轄する市町村長を経由して局長に、借入申込者が第6の1の(2)であるときは借入申込者の住所地等を管轄する市町村長及び局長を経由して知事にそれぞれ提出するものとする。

イ 利子補給承認申請書を受けた市町村長は、農業近代化資金借入申込みに対する意見書（様式第5号。以下「意見書」という。）により事業の内容が農業振興上適当か否かについて意見を付すものとする。

ウ 利子補給承認申請の借入申込者が第6の1の(2)であるときは、局長は、意見書により事業の内容が農業振興上適当か否かについて意見を付すものとする。

(2) 信連又は中金が融資機関の場合

ア 借入申込書を受けた信連又は中金は、その借入申込みに対し貸し付けようとするときは、利子補給承認申請書を作成し、借入申込者が第6の1の(1)であるときはその借入申込者の住所地等を所管する局長に、借入申込者が第6の1の(2)であるときは知事にそれぞれ提出するものとする。

イ 信連又は中金は、借入申込者が第6の1の(1)であるときは、その借入申込者の住所地等を管轄する市町村長から意見をあらかじめ徴したうえで、利子補給承認申請書を提出するものとする。

また、借入申込者が第6の1の(2)であるときは、その所在地等を管轄する市町村長及び局長から同様の意見を徴するものとする。

(3) 銀行等が融資機関の場合

銀行等が融資機関の場合は、(1)の場合に準じて取り扱うものとする。

第6 利子補給諾否の決定

知事又は局長は、融資機関から利子補給承認申請があったときは、県委員会又は地方委員会を開催する等によってその内容を審査し、利子補給の諾否を決定するものとする。

1 利子補給諾否の決定

(1) 局長の承認（以下「広域振興局承認」という。）の場合

個人施設又は共同利用施設のうち農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業振興一般社団法人等（知事の承認（以下「本庁承認」という。）に係るものを除く。）、農業協同会社（本庁承認に係るものを除く。）、農業振興会社のうち農作業の受託を主たる事業として営む会社、農事組合法人及び任意団体に資金を融資する融資機関に対する利子補給諾否の決定は次により行うものとする。

ア 局長は、利子補給承認申請書を受けたときは、承認することの適否について地方委員会に諮り、その意見を徴する。

ただし、運営要綱第8に定める融資審査を、運営要綱第8の3の規定により地方委員会を活用して行ったとき、運営要綱第8の5の規定により特別融資制度推進会議を活用して行ったとき、又は特別融資制度推進会議が貸付けの認定等の事務を委任する融資機関等を活用して行ったときは、地方委員会は開催しないものとし、当該審査の結果を地方委員会の意見とするものとする。

イ 局長は、地方委員会及び市町村長等の意見を総合的に検討のうえ決定する。

(2) 知事の承認の場合

共同利用施設のうち農業協同組合連合会、農業共済組合、土地改良区連合、たばこ耕作組合、農業振興一般社団法人等のうち(公社)岩手県農産物改良種苗センター及び農業協同会社のうち(株)いわちくに資金を融資する融資機関に対する利子補給諾否の決定は、次により行うものとする。

ア 知事は、利子補給承認申請書を受けたときは、承認することの適否について県委員会に諮り、その意見を徴する。

ただし、運営要綱第8に定める融資審査を、運営要綱第8の3の規定により県委員会を活用して行ったときは、県委員会は開催しないものとし、当該審査の結果を県委員会の意見とするものとする。

イ 知事は、県委員会及び市町村長等の意見を総合的に検討のうえ決定する。

(3) 農林水産大臣の承認の場合

融資機関は、第1の4の貸付限度額において知事権限の限度額を超えて貸し付けようとするときは、あらかじめ農林水産大臣協議様式(様式第6号)をもって、広域振興局承認に係るものにあつては局長及び知事を経由して、本庁承認に係るものにあつては知事を経由して、その承認を受けるものとする。

2 利子補給諾否の通知

(1) 知事又は局長は、利子補給の諾否を決定したときは、承諾するものについては融資機関に対し、農業近代化資金利子補給(変更)承認書(様式第7号の1。以下「利子補給承認書」という。)を交付し、承諾しないものについては農業近代化資金利子補給不承認通知書(様式第7号の2。以下「利子補給不承認通知書」という。)をもって通知するものとする。

(2) 局長は、市町村長及び岩手県農業信用基金協会会長理事に対し、農業近代化資金利子補給承認通知書(様式第8号。以下「利子補給承認通知書」という。)又は利子補給不承認通知書をもって利子補給の諾否を通知するものとする。

(3) 知事は、局長及び市町村長及び岩手県農業信用基金協会会長理事に対し、利子補給承認通知書又は利子補給不承認通知書をもって利子補給の諾否を通知するものとする。

3 利子補給承認日

知事又は局長は、原則として毎月10日に利子補給承認を行うものとする。ただし、運営要綱第6に定めるクイック融資手続を円滑かつ的確に実施するための運営等による場合にあっては、これによらず速やかに利子補給承認を行うものとする。

第7 貸付実行並びに貸付実行報告

1 貸付実行は、利子補給承認日以後とする。

2 融資機関は、資金の貸し出しに当たって、借受者の事業実施状況及び資金所要期を的確に把握し、貸付金が有効かつ適切に使われるよう努めるものとする。

3 融資機関のうち、株式会社岩手県農協情報電算センター(以下「農協情報センター」という。)から資金に係る融資状況等のデータを提供することができない融資機関にあっては、資金の貸付状況について農業近代化資金貸付実行報告書(様式第9号)を、貸付実行があった翌月の第2営業日までに、広域振興局承認に係るものについては局長に、本庁承認に係るものについては知事に提出するものとする。

4 前項以外のものである場合は、農協情報センターに貸付実行情報を登録するものとする。

第8 利子補給の辞退及び利子補給承認の取消し

- 1 融資機関は、利子補給承認書の交付を受けた後、貸付実行前に、事業中止等のため借入申込みの取下げがあったときは、農業近代化資金借入辞退報告書（様式第 10 号）を、広域振興局承認に係るものについては局長に、本庁承認に係るものについては知事に提出するものとする。
- 2 知事又は局長は、前項の報告書の提出を受けたときは、農業近代化資金利子補給承認取消通知書（様式第 11 号）をもって、融資機関及び利子補給承認申請書の経由機関に対し、通知するものとする。
- 3 知事又は局長は、利子補給承認書を交付した後において、規則又は契約に違反した場合若しくはその他不適正を発見した場合は、利子補給承認を取り消すことがある。
この場合の取消しは、前項に準じて行うものとする。

第9 条件変更

- 1 融資機関は、利子補給承認書の交付を受けた後において、災害その他やむを得ない事情により貸付条件等を変更しようとするときは、農業近代化資金利子補給変更（条件変更）承認申請書（様式第 12 号。以下「利子補給変更（条件変更）承認申請書」という。）を、広域振興局承認に係るものについては局長に、本庁承認に係るものについては知事に提出するものとする。
- 2 知事又は局長は、前項の利子補給変更（条件変更）承認申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、貸付実行前にあつては利子補給承認書を、貸付実行後にあつては農業近代化資金利子補給変更（条件変更）承認書（様式第 13 号の 1）及び利子補給（条件変更）一覧表（様式第 13 号の 2）をそれぞれ交付し、不適当と認めるときは、利子補給不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

第10 事業計画の変更

- 1 借受者は、災害その他やむを得ない事情により利子補給承認のあった融資対象事業について重大な変更しようとするときは、農業近代化資金事業計画変更承認願（様式第 14 号の 1。以下「事業計画変更承認願」という。）を融資機関を経由して、広域振興局承認に係るものについては局長に、本庁承認に係るものについては知事に提出するものとする。ただし、家畜購入に係る市況価格の変動によるときは、農業近代化資金事業計画変更届（様式第 14 号の 2）を提出するものとする。
この場合において、重大な変更とは次の場合とする。
 - （1）事業費が、20%以上増減するとき
 - （2）貸付対象事業のうち、主要な施設、機械等の内容を変更するとき。
- 2 知事又は局長は、前項により事業計画変更承認願の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を融資機関を経由して借受者に通知するものとする。
- 3 融資機関は、前項の承認があったときは、第9の条件変更手続きを行うものとする。

第11 事業着手及び完了期限

- 1 融資対象事業は、利子補給の承認日以降でなければこれに着手することができないものとする。
- 2 1号資金については、災害その他やむを得ない理由により、利子補給承認前に事業に着手しなければならない場合はこの限りではない。その場合は、借入申込書に農業近代化資金利子補給承認前着工届（様式第 15 号）を添えて融資機関に提出するものとする。なお、建物、構造物に係る融資について、「災害その他やむを得ない理由」とは、団体指導課総括課長が別に定めるものに限る。
- 3 融資対象事業は、原則として利子補給承認の日から次表の期間内に完了しなければならない。融資機関は、借受者の事業実施に注意し、所定の期間に事業が完了するよう指導するものとし、事業に必要な貸付金の払い出しは、貸付実行後速やかに開始し、事業完了後は早期に終了するものとする。

区 分	期 間	事 業 完 了 時 点	摘 要
1 号 資 金 (建物、構造物の場合) (農機具等の場合)	6 ヶ月 3 ヶ月	改良、造成、復旧又は取得が完了したとき 現物を入手したとき	
2 号 資 金	12 ヶ月	植栽又は育成が行われたとき	植栽のみの場合 6 ヶ月
3 号 資 金	12 ヶ月	購入又は育成が行われたとき	購入のみの場合 6 ヶ月
4 号 資 金	6 ヶ月	改良、造成又は復旧が行われたとき	
5 号 資 金	6 ヶ月	農地又は採草牧草地に係る使用収益権を取得したとき	
	6 ヶ月	農機具等の賃借権を取得したとき	
	6 ヶ月	研修を受けたとき	
	6 ヶ月	品種の転換を行ったとき	
	6 ヶ月	新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材を取得したとき	
	6 ヶ月	無形固定資産を取得したとき又は研究開発費等を支出したとき	
	6 ヶ月	農業経営を法人化したとき又は法人に参加するために必要な資金を支払ったとき	
	6 ヶ月	その他長期運転資金を支払ったとき	
6 号 資 金	6 ヶ月	改良、造成又は取得が完了したとき	
7 号 資 金	6 ヶ月	農村における給排水施設の改良、造成又は取得が完了したとき	
	6 ヶ月	特定の農家住宅の改良、造成又は取得が完了したとき	
	6 ヶ月	内水面養殖施設の改良、造成又は取得が完了したとき	
セ ッ ト	6 ヶ月	改良、造成又は取得が完了したとき	

第 12 事業完了の確認

- 借受者は、融資対象事業が完了したときは、農業近代化資金事業完了届（様式第 16 号の 1）を事業完了の日から 10 日以内に融資機関に提出するものとする。ただし、事業内容が、3 に定める事業実施確認記録表等によって明白に確認できる場合、たとえば、融資対象事業が農機具等単なる資材の導入であってその供給が農協の購買事業によるもの等については省略することができる。
- 借受者は、借入金の使途を証する書類（請負契約書、売買契約書、請求書、領収書、出来高証明書等）を借入金返済完了まで保管するものとする。

- 3 融資機関は、借受者の事業を指導し、貸付金の使途を確認するため農業近代化資金等事業実施確認記録表（様式第 16 号の 2）を借受者別に作成し、貸付金の返済完了まで保管するものとする。
- 4 融資機関は、1 及び 3 により融資対象事業が完了したことを確認したときは、四半期ごとにその状況を取りまとめ、農業近代化資金事業完了確認報告書（様式第 16 号の 3）をその四半期から 10 日以内に広域振興局承認に係るものについては局長に、本庁承認に係るものについては知事に提出するものとする。

なお、3 号資金（肥育牛の購入に限る。）について、借受者ごとの資金借入状況を把握するため、農業近代化資金（3 号資金・肥育牛購入）借入者整理台帳（様式第 16 号の 4）を作成し、規模拡大計画期間内における最終回の貸付金の返済完了年度の翌年度末まで保管するものとする。

第 13 利子補給金の請求

融資機関は、契約第 7 条に基づき利子補給金を請求するときは、農業近代化資金利子補給金交付請求書（様式第 17 号の 1。以下「請求書」という。）に農業近代化資金利子補給金計算書（様式第 17 号の 2。以下「計算書」という。）を添えて行うものとする。

この場合において、規則第 4 条に基づき計算される利子補給金の額は、約定償還期日が金融機関の休日に当たするため翌営業日に回収した場合であっても、当該約定償還期日を基準として算定するものとする。

第 14 利子補給金の支払

知事又は局長は、第 13 に規定する請求書及び計算書の提出を受けたときは、内容を審査し、規則及び契約に適合すると認めるときは、利子補給金を交付するものとし、農業近代化資金利子補給金交付決定通知書（様式第 18 号）により融資機関に通知するものとする。

第 15 融資状況の調査

- 1 知事及び局長は、毎年度、計画的に、資金に係る融資機関の融資状況及び融資対象事業の実施状況について実地に調査するものとする。

なお、融資対象事業の実施状況については、農業近代化資金融資事業実施状況調書（様式第 19 号の 1）を参考に行うものとする。
- 2 局長は、前項により調査を実施したときは、その結果を農業近代化資金融資及び事業実施調査結果報告書（様式第 19 号の 2）をもって翌年度の 5 月 15 日までに知事に報告するものとする。

第 16 利子補給金の打ち切り等

- 1 知事又は局長は、規則第 7 条及び契約第 11 条の規定に基づく措置については、厳格適正にこれを行うものとする。
- 2 局長は、前項の措置をとるべき事態が発生したとき及び返還を命じた利子補給金を収納した場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。

第 17 他の制度資金並びに補助事業との協調等

- 1 株式会社日本政策金融公庫資金
 - (1) 融資機関相互の分担関係の基準

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）と民間融資機関との分担関係の基準については、運営要綱第 7 の 1 により対応するものとする。
 - (2) 本資金との協調

同一融資対象施設につき、本資金と公庫資金の協調融資は行わないものとする。

2 補助事業

- (1) 国、県、市町村又はその他の機関から補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、特に定めのない場合は、補助残事業分に本資金を融資することは差し支えない。この場合において、第1の10の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 本資金の借入れにより行った事業につき、国、県、市町村又はその他の機関から補助金の交付決定を受け、本資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず交付のあった後、これを遅延なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

3 農業共済及び農業経営収入保険

本資金の借受者は、災害等によるリスクに備えてその経営の安定を図るため、融資対象作物等に係る農業共済及び農業経営収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づくものをいう。）への加入に努めるものとする。

第18 債務保証

本資金の融資に当たっては、原則として岩手県農業信用基金協会の債務保証を受けるものとする。

第19 東北地方太平洋沖地震被災に係る添付書類

- 1 東北地方太平洋沖地震により被災した借受資格者が、第1の9により償還期限若しくは据置期間を延長する場合は、借入申込書に東日本大震災特財法政令第3条第1号又は第2号の証明書類等の他、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けていることの証明書を添付するものとする。
- 2 東北地方太平洋沖地震により被災した借受資格者又は借受者が被災に伴い以下を提出するときは、東日本大震災特財法政令第1条第1号若しくは第2号の証明書類等又は天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第1項の被害認定に係る書類等の他、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けていることの証明書を添付するものとする。
 - (1) 第9の1に規定する利子補給変更承認申請書
 - (2) 第10の1に規定する事業計画変更承認願
 - (3) 第11の2に規定する利子補給承認前着工届